

厚木市建築・設備工事積算要領

令和8年4月1日
厚木市 都市みらい部 建築課

I 総 則

1 目 的

この要領は、厚木市の公共施設整備事業等の建築及び電気・機械設備工事に係る工事費を適正に算出することを目的とする。

2 適用範囲

この要領の適用範囲については、厚木市で発注する建築工事、電気・機械設備工事について適用する。ただし、公共住宅に係る工事については、「公共住宅建築工事積算基準」、「公共住宅機械設備工事積算基準」及び「公共住宅電気設備工事積算基準」（公共住宅事業者等連絡協議会）を準用する。

なお、この定めによることが適当でない場合には、本趣旨に基づき適宜算定することが出来る。

3 改修工事の分類（執務者の有無による）

(1) 全館無人改修

建物全館（工事エリアを区画されたもの。）が無人（執務者がいない）の状態で行う改修工事とする。

(2) 執務並行改修

建物に執務者がいる状態で行う改修工事とする。

II 積算基準

1 積算基準等

(1) 積算基準

積算にあつては、以下に示す基準等による。

- ① 公共建築工事積算基準[平成 28 年版]
（平成 28 年 12 月 20 日付け 国営積第 18 号）
（国土交通省大臣官房庁営繕部）
- ② 公共建築数量積算基準[令和 5 年版]
（令和 5 年 3 月 29 日付け 国営積第 8 号）
（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ③ 建築数量積算基準・同解説[令和 5 年版]
（建築工事建築数量積算研究会）
- ④ 公共建築設備数量積算基準[令和 7 年版]
（令和 7 年 3 月 19 日付け 国営積第 4 号）
（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ⑤ 公共建築設備数量積算基準・同解説[令和 6 年版]
（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ⑥ 公共建築工事積算基準等資料[令和 7 年 12 月版]
（令和 7 年 12 月 10 日付け 国営積第 3 号）
（国土交通省大臣官房官庁営繕部）

(2) 数量の端数処理について

- ① 数量の計測・計算過程における端数処理は、各工種の数量積算基準に基づき適宜処理する。
- ② 内訳書細目に計上する場合の端数処理についても同様とし、原則として次の例による。（建築工事と設備工事において、取扱いが異なるので注意す

ること)

内訳書細目に計上する場合の端数処理の例

積算数量	内訳書記載数量	
	建築工事	設備工事
111.54	112	112
11.54	11.5	12
1.55	1.6	2
0.40	0.4	1
0.05	0.1	—
0.04	0.04	—

※ 設備工事における建設廃材等の端数処理は建築工事に準拠する

③ 専門工事業者の見積数量を内訳書細目に計上する場合など、この例によることが適当でない場合には適宜処理する。

2 歩掛り

(1) 単価作成にあつての歩掛りは、次のとおりとする。

- ① 公共建築工事標準単価積算基準[令和7年12月版]
(令和7年12月10日付け 国営積第2号)
(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
- ② 公共建築工事積算研究会参考歩掛り
(令和7年12月10日更新)
(公共建築工事積算研究会)
- ③ 建設工事標準歩掛((財)建設物価調査会) (最新版)
- ④ 工事歩掛要覧((財)経済調査会) (最新版)
- ⑤ その他参考となる歩掛り

(2) 歩掛りの「その他」(下請経費及び小器材損料等)項目の率については、「公共建築工事標準単価積算基準[令和7年12月版]」(国土交通省大臣官房官庁営繕部)の表3-1-1 建築工事、表3-1-2 電気設備工事、表3-1-3 機械設備工事の「その他」の率に記載されている中間値+1%の率を標準とする。

3 単 価

(1) 材料単価、市場単価及び市場単価以外の刊行本掲載単価は、以下の刊行本を用いて比較し平均値の単価を採用する。

材料単価：建設物価[(財)建設物価調査会発行]
積算資料[(財)経済調査会発行]

市場単価・市場単価以外の刊行本掲載単価：
建築コスト情報[(財)建設物価調査会発行]
建築施工単価[(財)経済調査会発行]

(2) 単位施工単価は、「公共建築工事標準単価積算基準[令和7年12月版]」(国土交通省大臣官房官庁営繕部)第1編2(4)並びに「公共建築工事積算基準等資料[令和7年12月版]」(国土交通省大臣官房官庁営繕部)第4編第1章6(1)及び7(3)による。

(3) 複合単価は、「2 歩掛り」の項目に掲げる歩掛りを使用して作成する。

(4) 上記以外の単価等については、専門業者による見積りとする。

(5) 労務単価は、「公共工事設計労務単価(基準額)」を標準とする。

(6) 単価の端数処理

内訳書の細目計上単価の端数処理については、原則として次のとおりとする。

① 単価の標準端数処理

単価の端数処理は、次のとおりとする。

- 10,000 円以上・・・・・・・・・・100 円未満切り捨て
- 1,000 円以上 10,000 円未満・・・・10 円未満切り捨て
- 1,000 円未満・・・・・・・・・・1 円未満切り捨て

② 刊行本記載の材料価格・材工単価

刊行本記載の材料価格・材工単価については、計算過程に採用する場合は、平均値の算出後端数処理を行わないものとし、内訳書に記載する場合には、「① 単価の標準端数処理」の端数処理を行う。

また、定尺を換算した場合及び複合単価を作成した場合も同様とする。

③ 見積り、カタログによる材料価格

見積り、カタログによる材料価格については、実勢価格を査定後、計算過程に採用する場合は端数処理を行わないものとし、内訳書に記載する場合には、「① 単価の標準端数処理」の端数処理を行う。

④ 労務費

労務単価は、計算過程に採用する場合は、刊行本記載のとおりとし、内訳書に記載する場合には、「① 単価の標準端数処理」の端数処理を行う。

⑤ 率により価格を査定するもの（継手・雑材料等）

計算過程は、価格の端数処理を行わないものとし、内訳書に記載する場合には、「① 単価の標準端数処理」の端数処理を行う。

(7) 内訳書の端数処理

内訳書の端数処理については、次のとおりとする。

① 細目（数量×単価）

1 円未満切り捨て

② 工事価格（税を含まない価格）

- 500,000 円以上・・・・・・・・・・10,000 円未満切り捨て
- 500,000 円未満・・・・・・・・・・1,000 円未満切り捨て

(8) 設計変更時の取り扱い

設計変更時の積算において、当初設計の工事費内訳書に対応して種目が追加された場合の単価及び価格は発注者の指示又は承諾した時点の単価及び価格とする。

(9) 執務並行改修の場合の単価の補正について

執務並行改修の場合は、施工業者が執務者に配慮しながら施工を行う事を前提として単価の補正を行う。

III 共通費積算基準

共通費の積算にあつては、厚木市公共建築工事共通費積算基準による。